

会議等結果報告書		報告者	平成21年7月27日 主任主査 田口 悟
決 裁 欄	理事兼事務局長 総務部長兼 建築整備課長 経営財務部長 経営課長 主査 主事		
	件名	平成21年度 第4回施設整備専門委員会	
日時	平成21年7月23日(木) 午後4時から午後6時まで		
場所	芸術大学 3階 大会議室		
参加者	芸術大学 長谷美術学部長、白河先生 他 計6名 管理課 高瀬主任主査、大谷主任 学務課 石黒課長、鈴木 公立大学法人 田口主任主査		
内 容			
<p>1 学生寮・教員寮の外装について</p> <p>【長谷先生】 外壁のタイル等について、先週、積水からサンプルによる提案があった。種類が多かったので、当初に提案されていた図による色合いに近いものを選んだので、皆さんに確認をしてほしい。 手すりについては、アルミの原色を避け、ブロンズ形の色とした。</p> <p>【小西先生】 エントランスの上の600mm角タイルについて、絵では茶色だが、サンプルはグレーであるのはなぜか。</p> <p>【長谷先生】 600mm角タイルは、見本例が少なかった。寮の部分のタイルが薄い茶系統なので、メリハリがつくように濃い色がよいと思ったところ、この濃いグレーしかなかった。 なお、その隣の300mm各タイルは、積和が新たに提案したものである。表面が岩であり、おもしろいが、色が薄いグレーであるので、メリハリがない。</p> <p>【白河先生】 600mm角タイルは、アスファルトのようであり、どうかと思う。300ミリの岩の方は、もっと濃い色があるはずなので、そのほうがよい。</p>			

【長谷先生】

もっと濃い色がないか業者に確認して、近いうちにサンプルを用意してほしい。

【田口】

業者に確認する。

7月24日 積水に依頼

2 学生寮・教員寮の備品等について

【石黒課長】

寮の備品について、予算2,000万円で用意するよう言われているが、何を買うか、また、それをこちらで決めていいものかわからないので、この場をお借りして確認したい。

たとえば、洗濯機をコイン式にするかどうかとか、多目的ホールに何を置くかとかである。

〈別添「芸大学生寮 運営経費資料」を配布。なお、この資料は、本年4月に引継ぎ資料として法人から芸大に渡したものである。〉

1 備品（共用部分・家具）

【長谷先生】

5 多目的ホールの椅子の単価は安すぎるのではないか。

【白河先生】

9 10 管理人室の机・椅子の単価は高すぎるのではないか。

【長谷先生】

16.17 物干し台、物干し竿は積水の寄付と聞いている。

【田口】

積水に確認する。

7月24日 積水と法人経営課に確認
法人（大学）で用意する項目

【長谷先生】

16 17 以外は必要

現在の寮で使用しているもの（自治会費で購入）
を持ち込む予定。更新は、検討

2 備品（共用部分・家電）

【長谷先生】

テレビやDVDは、予算があれば用意することとする。

パソコン、アイロン・台は不要

【白河先生】

洗濯機・乾燥機はコイン式にした方が、その後の更新費等に充てることができる。それよりも、リースにしたらどうか。

【長谷先生】

リースは可能なのか。確認するように。

案：購入の代わりに長期（5年程度）
リース契約を大学が業者と結ぶ。

【田口】

確認する。

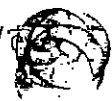
7月24日 積水 [redacted] に確認
積水（積和）との間に手続きや制限はなし。
大きさがわかればどのように置けるか検討するとのこと

3 備品（専有部分・家具）

【長谷先生】

この部分は必要

4-2 部分の締結は今年35年度にしたい。洗濯機に自室専用は入居負担
となりかねないと思う
→ 学生が負担する費用を明確に想定し、その運営体制を
決めたいことが重要。



4 消耗品 (共用部分)

【白河先生】

必要であり、この表のとおりでいい。

5 経費 (共用部分)

【白河先生】

ここはランニングコストであり、初期投資としては6のピアノ運搬・調律のみ必要

新聞はあった方がよい。NHK受信料はホールにテレビを置けば必要。

6 その他

【白河先生】

自販機はどうするのか。積水の所有する建物内に置けるのか。

【長谷先生】

置けると思うが問題があるのであれば、建物の外に置けばよい。→ 自販機の設置はどのよう

<学務課が別添「新学生寮 概要」を配布。>

7月24日 積水 [redacted] に確認
屋外も可能。その場合、場所を早めに
教えてほしい (電気・土台)。

【石黒課長】

共用部分の光熱水費について、按分の仕方が難しい。

【長谷先生】

共用部分の光熱水費は、共益費の3,000円に含まれている。

【田口】

共益費の3,000円については、共用部分の掃除やエアコンのフィルターの掃除等、主に人件費的な費用であり、光熱水費は含まれていない。

【長谷先生】

共用部分の光熱水費は共益費に含まれていると説明を受けている。

【白河先生】

共益費3,000円の内訳を教えてください。

これまでの契約の経緯の説明の中で
光熱水費は含まないことを説明済み。
また、その際に内訳も配布済み。
再度、資料配布と説明の予定

【田口】

資料を持ってきていないので、後日、お示しする。

【白河先生】

寮生の光熱水費について、電気料金については、棟全体で一括で払い、個々の部屋については個別メーターをつけて料金を徴収するということだが、電気代を払わない学生がいたらどうするのか。

【大谷】

光熱水費に限らず、寮費についても払わない学生がいたら、当然請求する。授業料と同じである。

【石黒課長】

ピアノの更新等の費用が必要で、現在、受益者負担のほかにお金をもらっている。これについて、今後どのようにしていけばよいか。

【長谷先生】

現在、ピアノ科の学生は、更新料、調律代として負担がある。それは今後も同じ。

【白河先生】

お金は、現在、どのようにしているのか。

【石黒課長】

大学の自治会で徴収・管理している。

【長谷先生】

管理人はお金の徴収等を行わないとしている。徴収事務は学務課で行うこととなる。

【石黒課長】

管理人について、法人の人事課は、契約職員ではなく時給 800 円の賃金で雇うこととしている。

【長谷先生】

管理人について、契約職員か 800 円の賃金で雇うのか芸大で決めることである。

【石黒課長】

人事は、法人人事課が行う。

学務課 石黒課長：饗庭さんについては、今年度末までであると引継ぎを受けており、饗庭さんにも話済み。
次は賃金で雇うことを人事課に確認しており、異論はなく、契約職員を要望するつもりはない。

【田口】

人事課は、寮の形態が変わり、相部屋がなくなり、学生が個室で個々で自己管理となるため、管理人の事務が少なくなる上、学生のいない 9 時 5 時の留守番であれば、時給 800 円の管理人でよいという考えのようである。

【長谷先生】

具体的に事務量を確認して、これだけの事務があるから契約職員が必要であると法人に要求しないと適正な人事が行われないことになる。

そうした要望は、学務課が行わなければならない。

ここは施設整備についての議論の場であり、施設が伴わない話は学生支援センターや事務局で決めてもらえばよい。

3 旧学生寮・教員寮・公舎の廃止について

【長谷先生】

現在の公舎や教員住宅等の取り壊しについて、大学から話があった。

(前日、芸大管理課と長谷先生の間で、たまたま公舎の話が出た際、公舎も職員住宅や寮と同様に今年度末までであり、来年度取り壊しとなることを話したところ、

認識の違いが明らかになったもの)

現在の学生寮は取り壊して更地にし、駐車場とする。将来的には美術館を建てて法隆寺資料館と連携をする。

この美術館構想は今までなかったものであり、マスタープランと違う。長谷先生の個人的な考えと思われる。

公舎については、これまでもアーチストレジデンスとして海外からの先生の宿泊施設として使われているので、これからもそのように利用する必要がある。

【高瀬】

宿泊施設として、ルプラ王山では対応できないか。

芸大管理課が、熊張住宅も検討中

【長谷先生】

公舎はアトリエがあることが好評であり、公舎がいいといわれる先生もいる。

また、たとえばA公舎は吉村順三記念館とするなど利用方法はさまざまある。

公舎等について、その後の利用方法があるならば残してもよいということであった。

したがって、昨年度、福利厚生施設から教育研究施設として用途変更するように法人の神谷さんや道官さんに要求し、芸大の事務局長も認めており、学事振興課まで話が通じている。

【田口】

県の寮や住宅は、一律、廃止が決まっており、芸大の寮についても県の建物であるため同様に進められる。

【長谷先生】

そのため、昨年度用途変更をしてもらった。

また、教員住宅についてもアトリエや研究室として利用できるもので、3月31日で立ち入り禁止とするのではなく、その後も工事が始まるまで使えるようにしてほしい。県の予算について要求してもらいたいのはいいが、どれだけつくかも決まっていないし、すぐに工事が始まるわけでもない。

3月31日をもって柵で囲ってしまうことがないように願います。

7月27日

法人総務課 高木さん：公舎の用途変更要望はしていないし、前任者の引継ぎにもない。

学事振興課 山下さん：公舎の用途変更等について、法人や芸大から正式な依頼・要求は昨年度も今年度もない。現在、公舎はすべて取り壊しと考えている。

もし、本当に教育研究施設として残したいということであれば、その必要性等を明確にして早めに、来年度予算の要求の前に要望してほしい。ただし、残すかどうかは財産管理課の判断であり、確約できるものではない。

なお、アーチストレジデンスという使用方法は、本来、目的外使用であり、認められていないが、芸大の管理・責任において、空いている公舎の利用ということで黙認しているものであり、存続の理由にはならない。

アトリエや記念館としては可能であるが、改修が必要であり、その工事費の見積りも必要となる。

その他の住宅等については、3月31日をもって施設する。

(芸大管理課高瀬さんへ山下さんの話を伝えて、公舎を残すかどうか早急に検討するよう依頼)

4 音楽学部棟について

【白河先生】

音楽学部棟について、どのようになっているのか。

【田口】

前回（7月1日）お話したように先週末がプロポーザル案の提出期限であり、現在、評価委員会で選定中である。これが2週間程度かかり、その後、契約をつめて正式契約まで1週間程度かかるとすると、正式に業者が紹介されるのは8月中旬ごろになるので、その後、整備委員会で業者と検討していくこととなる。

なお、業者の選定状況等は県の建設部が行っており、こちらには一切知らされていない。

【白河先生】

前日も言ったが、スケジュールはどうなっているのか。

【田口】

業者によってそれぞれのやり方があると思うので、決定後、調整となるが、たとえば基本的な図面をあらかじめ用意しておけば、それを業者に示すことで事務を早く進めることができる。

【白河先生】

大まかなものでいいから、重要なことをいつまでに決めなければならないのかスケジュールをお願いしている。

休みや試験の関係上、検討できる期間はせいぜい11月12月1月の3か月程度しかない。それも授業がある中でこうして集まって検討していかなければならない。事前にスケジュールの提示がなく、いきなり期限を切られて結論を求められては徹夜で対応するなど大変なことになる。

【長谷先生】

業者に対して、いきなり最初から図面を示して進めるのではなく、まず、業者が芸大や音楽学部棟に対してどのような理念、思想をもって臨むのか、基本姿勢をしっかりと明らかにしたい。

こちらとしては、業者に対して厳しい姿勢で要求していくことになるので、業者にもその覚悟が必要である。

以上